

改正

平成30年3月28日条例第12号

上天草市災害見舞金等支給条例

(目的)

第1条 この条例は、市民が、災害を受けたとき、被災者又は遺族に対し、弔慰金、障害見舞金又は見舞金（以下「見舞金等」という。）を支給し、被災者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 上天草市の区域内で発生した暴風、豪雨、豪雪、高潮、地震、津波その他異状な自然現象又は火災により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 上天草市の区域内に住所を有する者をいう。
- (3) 被災者 災害により被害を受けた市民をいう。

(見舞金等の支給)

第3条 市は、次に掲げる規定に基づき、別表に定める額を支給する。

- (1) 弔慰金 市民が災害により死亡したとき、その者の遺族に対し支給する。遺族の範囲は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）第3条第2項の遺族の範囲とする。ただし、災害当時兄弟姉妹のみで構成された世帯であって、他に遺族がないときは、当該兄弟姉妹を遺族とみなす。
- (2) 障害見舞金 市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるとき、当該市民に支給する。
- (3) 見舞金 市民が災害により1か月以上の負傷をしたとき、又は市民が災害当時居住していた建物（以下「住家」という。）が、次に掲げる被害を受けたとき支給する。

区分	認定基準
全壊、全焼 (全流失を含む。)	住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその延面積の70パーセント以上に達したもの又は住家の主要な構造部分の被害額が

	時価の50パーセント以上に達した程度のもの
半壊、半焼 (半流失を含む。)	住家の損壊部分が20パーセント以上70パーセント未満のもの又は主要な構造部分の被害額が時価の20パーセント以上50パーセント未満のもの
床上浸水	住家の床上浸水によって日常生活に著しく支障を与えるもの
一部破損(崖崩れによるものに限る。)	住家の半壊に至らない程度の破損によって日常生活に著しく支障を与えるもの

2 前項の弔慰金及び障害見舞金につき、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成16年上天草市条例第77号）により支給を受けたとき（災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条又は第2条の3に該当し、同条例により支給されなかったときを含む。）は、支給しない。

3 第1項の弔慰金及び障害見舞金の支給等については、上天草市災害弔慰金の支給等に関する条例の例による。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成16年3月31日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の龍ヶ岳町災害見舞金等支給条例（昭和57年龍ヶ岳町条例第26号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成30年3月28日条例第12号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	種別	支給区分（単位）	支給額
弔慰金	死亡	その世帯の生計を主として維持していた場合	800,000円
		その他の場合	400,000円

障害見舞金	障害	その世帯の生計を主として維持していた場合	400,000円
		その他の場合	200,000円
見舞金	負傷	6か月以上の医師の治療を要する場合	50,000円
		1か月以上の医師の治療を要する場合	20,000円
	全壊、全焼 (全流失を含む。)	1世帯につき	60,000円
	半壊、半焼 (半流失を含む。)	1世帯につき	40,000円
	床上浸水及び一部破損 (崖崩れによるものに限る。)	1世帯につき	30,000円

備考 住家が借家の場合においては、支給額は、それぞれ2分の1の額とする。